

門 真 市 広 報 連 絡 表		企画財政部魅力発信課 課長 山 敬史
提 供 日	平成29年4月4日(火)	写 真
場 所		有 ・ 無
利用者負担額決定通知書の記載誤りについて		

1 事実内容

門真市において、幼稚園及び認定こども園を利用する1号認定の児童に係る利用者負担額について、一部、誤って記載した利用者負担額決定通知書を発送した案件が判明しました。平成29年度4月分から8月分に係る月額利用料について、48件(48世帯)、最高で1件あたり1,700円、本来の利用料よりも高額となる月額利用料を記載した決定通知書を発送したものです。

なお、今回発送した決定通知書による実際の利用料の徴収は、まだ行っておりません。

2 経過

3月30日(木)平成29年度4月分から8月分に係る利用者負担額を決定し、利用者負担～31日(金)額決定通知書を郵送又は園経由で保護者へ配布

4月3日(月)午後2時30分頃、保護者が来庁し、決定通知書に記載された額について、同封の制度改正のお知らせ内容と異なるとの申し出があった。

内容を確認したところ、金額の記載に誤りが判明したことから、謝罪及び後日、正しい金額を記載した通知書を送付する旨を伝えた。

同日 上記の件を受けて、他の該当者の確認作業を開始するとともに、システム業者への連絡を行った。

確認の結果、48人分(48世帯)に対し、月額利用料が誤って記載された通知書が送付されていることが判明した。

同日 該当者に、順次、連絡して説明及び謝罪を行った。

3 原因

国における幼児教育の段階的無償化の推進に伴い、門真市においても4月分から利用者負担額の軽減を行うこととし、必要となるシステム変更を業者に指示しておりましたが、一部の変更内容が反映されず、また、市も変更指示書に基づき対応されていると過信したため、変更内容について、十分な確認を怠ったことにより、一部の方について利用料が変更されていない通知書が送付されてしまったものです。

4 決定通知書の記載誤りの件数及び影響額

件数 48人(48世帯)

本来の月額利用料との差額(影響額) 1人当たりの最高額 1,700円(月額)

5 対応について

該当する保護者に個別に連絡のうえ謝罪を行うとともに、本来の利用料が記載された決定通知書を再送付します。

6 再発防止などについて

この度は、該当となった保護者様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、利用料決定の際のチェック体制の強化などにより、再発防止に全力で取り組み、保護者の皆様に対する信頼回復に努めてまいります。